

埼玉県障害者交流センター施設利用管理システム及び
システム用パーソナルコンピュータ機器等一式賃貸借契約書（案）

- 1 件名 埼玉県障害者交流センター施設利用管理システム及び
システム用パーソナルコンピュータ機器等一式賃貸借
- 2 物件の仕様 別添仕様書のとおり
- 3 設置場所 埼玉県障害者交流センター（さいたま市浦和区大原3-10-1）
- 4 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
- 5 契約金額 総額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

年度別内訳

令和4年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
令和5年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
令和6年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
令和7年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
令和8年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）

- 6 発注者社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下、「甲」という）は、前項の賃借料のうち、別添内訳表記載の金額を、毎月の委託業務履行の確認後、受注者〇〇〇（以下、「乙」という）の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- ただし、翌年度以降において、埼玉県社会福祉事業団予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。また契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、甲、乙、及び新たな指定管理者にて、速やかに対応につき協議するものとする。
- なお、契約締結の日から令和4年3月31日までの間は、受注者による機器導入、環境構築等のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料支払いの対象外とする。

上記の賃貸借について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年10月〇日

埼玉県比企郡嵐山町古里1848

発注者 甲 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 谷澤正行 ⑩

〇〇（所在地又は住所）
受注者 乙 〇〇（商号又は名称）
〇〇（代表者職氏名） ⑩

(総則)

- 第1条 甲と乙は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件「以下「物件」という。」を契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、甲に貸与し、甲に対し機器の適切な操作方法を指導するとともに、機器が常時正常な状態で稼働するよう環境の構築及び保守業務（以下「本件業務」という。）を行うものとする。
- 3 甲は賃貸借期間中、その賃借料を支払うものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治4年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(危険負担)

- 第2条 賃貸借開始前の物件に滅失又は毀損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

(契約の変更)

- 第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(賃借料の支払)

- 第4条 乙は、甲に対して契約書記載の月額を当該月終了後請求するものとする。
- 2 甲は、前項による適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に賃借料を支払わなければならない。
- 3 乙の責めに帰すべき理由により、物件を使用できない期間があった場合、甲は、その日数に契約金額の総額を賃貸借期間の総日数で日割計算した額を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を契約金額の月額から控除して支払うものとする。

(納入遅滞の場合の違約金等)

- 第5条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に納入することができなかったときは、遅延日数に応じこの契約で定める契約金額の総額に年2.5パーセントを乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第二項の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(善良なる管理者の注意義務)

第6条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件の管理に当たるものとする。

(物件の修理)

第7条 乙は、物件が故障した場合、甲の通知に基づき、直ちに技術員を派遣してこれを修理し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

2 物件の修理は、第8条第1項で指定した者又は機器製造メーカー技術員が実施すること。

(物件の保守)

第8条 甲は、本契約に係る保守及び点検業務（以下、「保守業務」という。）を、下記の保守会社（以下「保守会社」という。）が行うことを承諾する。

△△（所在地又は住所）

△△（商号又は名称）

△△（代表者職氏名）

△△（連絡先）

2 保守業務の範囲は別紙仕様書のとおりとし、保守会社は遅滞なく保守会社の責任において、物件が良好な状態で稼働できるように点検及び調整するものとする。

3 保守会社は、機器の操作及び維持管理に関する説明を十分に行うものとする。

4 保守会社は、保守業務を行った場合、作業報告書を保守会社名義にて発行する。

5 メーカー保証期間終了後、「施設利用管理システム一式物品明細」及び「施設利用管理システム用パーソナルコンピュータ機器等一式物件明細」に基づき、契約期間中は機器保証とすること。

(物件の交換)

第9条 乙は、物件が故障し、修理の結果正常に作動しないときは、この契約の保守・保証の範囲において、直ちに同型の物件の一部または全部と交換するものとする。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、この契約で定める物件の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、当該物件の移動作業は乙が実施するものとする。

(物件の移動費用)

第11条 乙は、賃貸借期間中に、甲の都合により物件の移動をする場合においては、前条の設置場所変更を含め、当該移動に要する費用を請求することができる。

(立入権及び秘密の保持)

第12条 乙及び保守会社の従業員は、物件の納入、保守、管理等のため物件の設置場所に立ち入ることができる。

2 前項の従業員は、当該立入に際して知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止等)

第14条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第15条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で

計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の催告による契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 納入期限内に成果物を納入しないとき又は納入する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定に違反して賃借料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (4) 納入期限内に成果物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (5) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前7号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 前8号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (10) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (11) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第18条 第16条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙は、第16条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

3 前2項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

4 第16条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

（予算の減額又は削除及び指定管理者の変更に伴う解除等）

第19条 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、埼玉県社会福祉事業団予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除するものとする。

2 契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、甲、乙、及び新たな指定管理者にて、速やかに対応につき協議するものとする。

3 前項各号の場合、甲は、この契約を解除しようとする会計年度の予算の議決日及

び指定管理者の変更の議決日以降直ちに乙に通知するものとする。

(物件の返還)

第20条 甲は賃貸借期間が満了したとき、又は第16条及び第17条の規定によりこの契約を解除したときは、別に協議して定める場合を除き、物件を速やかに乙に返還するものとし、乙は速やかにこれを引き取るものとする。データ消去については、保守会社が行うものとする。

2 前項の規定による物件の返還に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第21条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、「個人情報の保護に関する法律(令和15年法律第57号)」に基づき、個人情報を取扱う場合は、甲が定める個人情報の安全管理措置に遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

施設利用管理システム一式物件明細

機器		数量
【アプリケーション用サーバ他】		
アプリケーション&共通データサーバ	タワーモデル インテル® Xeon® E-2274G 4.0GHz 、 4 C 以上 32 GBメモリ (16 GB×2) 内臓 DVD 480GB SSD 6Gbps×4 個 RADI5 冗長電源	1
サーバ保守 5年	HDD 返却不用、テレパリー保守パック	1
ウイルス対策ソフト	サーバ用	1
バックアップサーバ	9TB 利用、RAID5	1
バックアップサーバウイルス対策ソフト		1
無停電装置	既存品利用	-
A4モノクロレーザープリンター	既存品利用	-
カード発券機	アプリ専用機器「DTC1250e」	1
バーコードリーダー	バーコード、QRコードに対応	2
受付用タッチパネル (27型)	E125304、医療用安全規格 (IEC60601-1) 対応	1
上記受付用タッチパネル 5年保守	(オンサイト又はセンドバック方式)	1
受付用タッチパネル用パソコン	既存品利用	-
受付端末	タブレット、タッチパネル対応 PC 10インチ	5
受付端末カバー		5
受付端末タッチペン		5
その他 仕様書による業務一式		1

施設利用管理システム用パーソナルコンピュータ機器等一式物件明細

機器	数量
【パソコン機器】	
ノート PC 型番及び仕様は契約後記載	22
デスクトップ PC 型番及び仕様は契約後記載	16
画像編集用デスクトップ PC 型番及び仕様は契約後記載	1
上記 5 年ハードオンサイト保守	39
ブルーレイドライブ (外付け) 型番及び仕様は契約後記載	2
上記 5 年保証	2
21.5～23 型 ディスプレイ 型番及び仕様は契約後記載	17
上記 5 年保証	17
【プリンター他】	
カラーレーザープリンター (増設トレイ付き) 型番及び仕様は契約後記載	1
モノクロレーザープリンター (増設トレイ付き) 型番及び仕様は契約後記載	1
上記 5 年保守 (定期交換部品は含まない)	2
スキャナー 富士通 ScanSnap iX1600	1
【ソフトウェア】	
Office Standard 2019	39
File Maker Pro ユーザーライセンス (永続ライセンス)	5
File Maker Pro 導入 DVD File Maker Pro 19DVD、File MakerServer19DVD	1
Photoshop Elements Photoshop Elements2021 & Premiere Elements 2021	1
メルマガ配信ツール メール一括送信ツール	1
その他 仕様書による業務一式	1

※リース期間終了後は、物件を撤去し、データを消去して処分すること。

内訳表

分割回数	貸借期間	月 額	支払予定月
	自 至		
1	令和4年4月1日～令和4年4月30日	円	令和4年5月
2	令和4年5月1日～令和4年5月31日	円	令和4年6月
3	令和4年6月1日～令和4年6月30日	円	令和4年7月
4	令和4年7月1日～令和4年7月31日	円	令和4年8月
5	令和4年8月1日～令和4年8月31日	円	令和4年9月
6	令和4年9月1日～令和4年9月30日	円	令和4年10月
7	令和4年10月1日～令和4年10月31日	円	令和4年11月
8	令和4年11月1日～令和4年11月30日	円	令和4年12月
9	令和4年12月1日～令和4年12月31日	円	令和5年1月
10	令和5年1月1日～令和5年1月31日	円	令和5年2月
11	令和5年2月1日～令和5年2月28日	円	令和5年3月
12	令和5年3月1日～令和5年3月31日	円	令和5年4月
	合 計	円	

内訳表

分割回数	貸借期間	月 額	支払予定月
	自 至		
13	令和5年4月1日～令和5年4月30日	円	令和5年5月
14	令和5年5月1日～令和5年5月31日	円	令和5年6月
15	令和5年6月1日～令和5年6月30日	円	令和5年7月
16	令和5年7月1日～令和5年7月31日	円	令和5年8月
17	令和5年8月1日～令和5年8月31日	円	令和5年9月
18	令和5年9月1日～令和5年9月30日	円	令和5年10月
19	令和5年10月1日～令和5年10月31日	円	令和5年11月
20	令和5年11月1日～令和5年11月30日	円	令和5年12月
21	令和5年12月1日～令和5年12月31日	円	令和6年1月
22	令和6年1月1日～令和6年1月31日	円	令和6年2月
23	令和6年2月1日～令和6年2月29日	円	令和6年3月
24	令和6年3月1日～令和6年3月31日	円	令和6年4月
	合 計	円	

内訳表

分割回数	貸借期間	月 額	支払予定月
	自 至		
25	令和6年4月1日～令和6年4月30日	円	令和6年5月
26	令和6年5月1日～令和6年5月31日	円	令和6年6月
27	令和6年6月1日～令和6年6月30日	円	令和6年7月
28	令和6年7月1日～令和6年7月31日	円	令和6年8月
29	令和6年8月1日～令和6年8月31日	円	令和6年9月
30	令和6年9月1日～令和6年9月30日	円	令和6年10月
31	令和6年10月1日～令和6年10月31日	円	令和6年11月
32	令和6年11月1日～令和6年11月30日	円	令和6年12月
33	令和6年12月1日～令和6年12月31日	円	令和7年1月
34	令和7年1月1日～令和7年1月31日	円	令和7年2月
35	令和7年2月1日～令和7年2月28日	円	令和7年3月
36	令和7年3月1日～令和7年3月31日	円	令和7年4月
	合 計	円	

内訳表

分割回数	貸借期間	月 額	支払予定月
	自 至		
37	令和7年4月1日～令和7年4月30日	円	令和7年5月
38	令和7年5月1日～令和7年5月31日	円	令和7年6月
39	令和7年6月1日～令和7年6月30日	円	令和7年7月
40	令和7年7月1日～令和7年7月31日	円	令和7年8月
41	令和7年8月1日～令和7年8月31日	円	令和7年9月
42	令和7年9月1日～令和7年9月30日	円	令和7年10月
43	令和7年10月1日～令和7年10月31日	円	令和7年11月
44	令和7年11月1日～令和7年11月30日	円	令和7年12月
45	令和7年12月1日～令和7年12月31日	円	令和8年1月
46	令和8年1月1日～令和8年1月31日	円	令和8年2月
47	令和8年2月1日～令和8年2月28日	円	令和8年3月
48	令和8年3月1日～令和8年3月31日	円	令和8年4月
合 計		円	

内訳表

分割回数	貸借期間	月 額	支払予定月
	自 至		
49	令和8年4月1日～令和8年4月30日	円	令和8年5月
50	令和8年5月1日～令和8年5月31日	円	令和8年6月
51	令和8年6月1日～令和8年6月30日	円	令和8年7月
52	令和8年7月1日～令和8年7月31日	円	令和8年8月
53	令和8年8月1日～令和8年8月31日	円	令和8年9月
54	令和8年9月1日～令和8年9月30日	円	令和8年10月
55	令和8年10月1日～令和8年10月31日	円	令和8年11月
56	令和8年11月1日～令和8年11月30日	円	令和8年12月
57	令和8年12月1日～令和8年12月31日	円	令和9年1月
58	令和9年1月1日～令和9年1月31日	円	令和9年2月
59	令和9年2月1日～令和9年2月28日	円	令和9年3月
60	令和9年3月1日～令和9年3月31日	円	令和9年4月
	合 計	円	